

医療機関からの質問取りまとめ

【Q:1】接種実施医療機関として協力する場合、「特定接種管理システム」において必要となる手続はありますか。

- 接種実施医療機関側として、「特定接種管理システム」において必要となる手続はありません。
- 「特定接種管理システム」における接種実施医療機関に関する情報については、接種の協力を依頼した特定接種の対象事業者が登録します。

【Q:2】特定接種に関する費用について法的根拠はありますか。

- 特定接種を行うために要する費用の負担は、全額国負担（地方公務員への接種はそれぞれの都道府県・市町村が負担）となっています。具体的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条第5項から第7項までの規定により、予防接種法（昭和23年法律第68号）第25条第1項が「この法律の定めるところにより予防接種を行うために要する費用は、国の支弁とする。」等と、第2項が「給付に要する費用は、国の支弁とする。」と読み替えられます。

【Q:3】特定接種を受けた者に健康被害が生じた場合、接種実施医療機関の責任を問われることはありますか。

- 特定接種は、予防接種法第6条第1項に基づき臨時に行う予防接種として実施されるものであり、予防接種法15条に基づく健康被害救済制度の対象として、国が給付（地方公務員への接種はそれぞれの都道府県・市町村が給付）をすることとなっています。
- 健康被害について、賠償責任が生じた場合であっても、その責任は、国、都道府県又は市町村が負うものであり、故意又は重大な過失がない限り、接種実施医療機関及び医師の責任を問われるものではありません。〔新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第5項から第7項まで参照〕

【Q:4】特定接種に使用するワクチンはどのようなものですか。

- 特定接種に使用するワクチンは、国等が備蓄している H5N1 プレパンデミックワクチンが有効であれば、これを用いることとなります。

- 一方、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の亜型である場合や、亜型が H5N1 であっても備蓄している H5N1 プレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、新型インフルエンザウイルス株の特定後に開発されるパンデミックワクチンを用いることとなります。

【Q:5】事業者との覚書を締結することによって、覚書に記載された従業員数全ての接種を補償する義務は発生しますか。

- 接種実施医療機関に対して、覚書に記載された従業員数全ての接種を補償する義務は発生しません。
- 登録要領において、事業者は、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに、当該医療機関（外部の医療機関）と覚書を取り交わしておくことが必要とされており、この覚書には、特定接種を行う従業員数を記載することとされていますが、当該箇所の考え方等については次のとおりです。
 - この覚書は、特定接種の実施に関して事業者と接種実施医療機関の連携体制を構築するために取り交わすものです。記載の従業員数は接種体制を整えるために、覚書の締結時点で想定される接種対象者数を示したものにすぎません。
 - 新型インフルエンザ等の発生時には、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて政府対策本部が最終決定する特定接種のワクチンの総数を基に、厚生労働省が「総枠調整率」等で配分割合を算定し、事業者ごとの接種総数を決定の上、登録事業者に対して接種対象者数の通知を行います。通知を受けた登録事業者は、従業員に対して予防接種について説明し、同意を得た上で接種予定者名簿を作成します。覚書を締結した接種実施医療機関は、この最終的な接種予定者に対し接種を行うこととなります。
 - 上記のことは、「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」及び「特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領」等に示されています。当然、事業者はすべてを理解した上で覚書を交わすこととなっていますので、上記の流れを無視して事業者が覚書に記載された従業員数分の接種を接種実施医療機関へ求めることは想定されにくく、仮にそのような求めがあったとしても、それに接種実施医療機関が応じる必要はないと考えます。

【Q:6】 接種実施医療機関へは、必ず特定接種に使用するワクチンが送付されますか。

- Q5 の回答でお示ししたとおり、特定接種の接種対象業種や配布されるワクチン数などは、新型インフルエンザ等の発生時に政府対策本部において決定されることとなりますので、覚書に記載の人数と同数のワクチンが送付されるとは限りません。
- なお、政府対策本部決定により、特定接種の接種対象業種とならなかった業種の事業者と覚書を交わしている場合には、ワクチンの送付はありません。

【Q:7】 全国展開している事業者と接種実施医療機関との間で覚書を締結する場合、締結の意思確認のみの記載とできますか。

- 特定接種管理システムへの登録は、事業者（経営者）がすべての事業所（支店、営業所等）を登録することとなっているため、事業者が接種実施医療機関と覚書を締結しますが、接種実施医療機関側も経営者により締結をする場合は、「〇〇県の〇〇営業所の〇〇名は、〇〇県の〇〇病院で実施する」などの事業所単位での内訳を締結時に明確にする必要があります。

【照会先】

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

担当者：渡邊・山崎

TEL:03-3595-3426

FAX:03-3506-7325

E-mail: test-tokutei@mhlw.go.jp